

質問回答書

業務名：火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務

No.		質問内容	回答内容
37	実施要領P6 11(5)	11（５）にて、契約保証金の納付について、下関市契約規則によるとされておりますが、契約保証金の免除の有無、もし有る場合は、現時点で予定されている金額をお示しください。	下関市契約規則第29条、第30条、第31条の規程により対応いたします。 下関市HPでご確認ください。
38	実施要領P6 11	当該業務のお支払い条件について現在想定されている条件をお示しください。 下関市契約規則では、中間時（計画通知完了時、工事着手時、建方完了時、工事完了時など）のお支払いを設定できるとされておりますが、現在想定される支払時期とその比率等もお示しいただけないでしょうか。	実施要領P6 11（６）に記載のとおり、令和7年度中に業務に係る支払いは行いません。 お支払いについては、下関市工事執行規則第15条、第16条の規程による対応を想定しています。 令和8年度中に、前払金は契約金額の10分の4を超えない額、中間前払金は契約金額の10分の2を超えない額を想定しています。 下関市HPでご確認ください。
39	実施要領P2 4 P7、13（3）	事業者の都合での辞退については、辞退届の提出があれば、4.日程(9)の仮契約締結までは、辞退者にペナルティは発生しないとの認識でよろしいでしょうか。 その後の辞退については、仮契約や本契約内容に記載されたペナルティが課せられるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	資料3	外構範囲図の赤破線枠内での立駐棟の計画が基本計画にて示されておりますが、より利用者が使いやすくするため、一部越境した計画も想定しておりますが、事業者提案ということでよろしいでしょうか。	駐車場西側に計画する第２工区移動施設の見え方や歩行者動線、駐車場北側に計画する各施設との歩行者動線等との整合を図る必要があるため、原則、資料③_外構範囲図で示す赤破線枠内での提案とします。 なお、周辺施設との整合がとれ、利用者が使いやすい計画であれば、設計業務の中で範囲を超えることを検討する可能性があります。
41	仕様書P7 15	駐車場管理室にはミニキッチンと記載されておりますが、給湯器にガス設備の有無、あるいは電源確保のみか否か、排水はどこまで想定すべきか、立駐棟から第一外部排水桝までの設置でよいかなどお示し頂けないでしょうか。	ミニキッチンは流しと水栓のみを想定しています。給湯設備、ガス設備等は不要です。卓上IHコンロの使用を想定しているため、コンセントの設置は必要となります。 排水については、下駅新築工事にて設置する浄化槽への接続を想定しています。工事未発注であるため図面等は本業務契約後に提供となります。
42	実施要領P6 11	仮契約書、本契約書の契約書面案は、お示し頂けますでしょうか。現時点で難しい場合、ご提示いただける時期をお示しいただけますでしょうか。	現在、提示できるものではありません。 候補者選定後に提示する予定です。

43	資料1_基本設計書 建-5 2-1 概要・計画地 ■ 敷地概要	文化財調査 【山麓全域で歴史遺構があるため、事前の確認調査が必要な地域】との記載がありますが、事前の確認調査は【03_仕様書 1. 業務内容 1.2.2事前調査業務】に含まれますか	仕様書に示す事前調査業務には含まれません。 施工時における掘削作業について、事前調整のうえ、文化財保護課による立会を予定しています。
44	実施要領 5 参加資格 (10)	構成員についての記述がありますが、本プロポではJV組成が条件になっているのでしょうか。単独企業での参加もみとめられますか	JV組成は条件ではありません。 単独企業、JV組成どちらでも参加可能です。
45	実施要領 9 技術提案作成方法等 (2) ウ	技術提案書はA3横用紙5ページを上限とありますが、計画図等で上限を超えらると思われます。上限については制限を設けないようにしていただけないでしょうか。十分な技術提案が出来ない可能性があります。	技術提案書の枚数上限を次のとおり変更します。 (旧) 日本工業規格A3横用紙 (片面) 5ページ (新) 日本工業規格A3横用紙 (片面) 10ページ
46	実施要領 9 技術提案作成方法等 (2) ウ④計画概要	維持管理計画書において30年修繕計画を記載とありますが、31年目以降も使用を想定し30年目にある程度大規模修繕を見込んだ計画とした方がよろしいですか。	31年目以降も使用を想定するうえで必要な改修は見込んだ計画としてください。
47	実施要領 9 技術提案作成方法等 (2) ウ③計画図等	敷地配置図の添付を求められていますが、作成にあたり敷地配置図のCADデータをご支給いただけないでしょうか。	追加資料として、「資料1 基本設計書 (CADデータ)」、「資料10 測量成果」を掲載しましたので、ご参照ください。
48	実施要領 9 技術提案作成方法等 (2) ウ⑤体系図	実施体系図についてはJV組成した場合のみ対象と考えればよろしいですか。単独企業の参加の際は不要ですか。必要な場合どこまでの協力業者を記載すればよろしいですか (例: 1次下請け企業まで等)	単独企業の場合であっても、1次下請けや協力会社など、本業務を実施するにあたり想定している実施体制を記載してください。
49	実施要領 10審査方法 (3) ア	プロポーザル審査委員会の審査とありますが、審査委員の方の人数・プロフィールを開示いただけないでしょうか。	公表する予定はありません。
50	仕様書 1.業務内容 1.2.2業務の範囲 イ.及びウ.	イ.の設計業務には「駐車場運営に必要なすべての設備の設計」とあり、ウ.の建設業務には「駐車場運営に必要な設備 (駐車料金徴収設備を除く)」とあるのは、どのような趣旨に基づくものでしょうか。駐車管制設備と駐車料金徴収設備はシステム構成上非常に密接なつながりがあり、その各々を分けて設計することに合理性を欠くように思われます。ご教示ください。 例えば、駐車料金徴収機器は、竣工後に駐車場運営業者が料金徴収機器を持ち込み設置するスキームであるなど。	駐車料金徴収設備については、竣工後、駐車場運営事業者が持込み設置する予定です。 なお、設計の範囲については、回答29番をご確認ください。

51	仕様書 2.2.1 建物概要イ	1フロアに2台程度であれば、軽乗用車用の車室を設置することは可能でしょうか。	軽乗用車用の車室を設置する提案は許容しますが、評価基準の「駐車台数に対する内容」においては、仕様書2.3.機能・仕様概要 表中1. 駐車スペースに示す幅、奥行きを満たす車室とします。
52	仕様書 2.2.3.平面・動線計画	駐車場管理室の位置や面積の変更は許容でしょうか、ご教示ください。	駐車場管理室の位置や面積の変更は許容します。
53	仕様書 2.3.機能・仕様概要 表中の項目14	イ.は「駐車料金徴収設備（基礎のみ）」とありますが、機器設置に必要な配管配線工事等は、この項目に含まれるのでしょうか。配管配線工事は電気設備工事に含まれ、本見積提出段階では仕様は想定に過ぎず、追加工事の発生も考えられます。ご教示ください。	回答29番をご確認ください。 現段階で想定できない作業が発生した場合は受発注者で協議を行うこととなります。
54	仕様書 2.4 費用負担 2.4.3.リスク負担	地中障害物撤去等の想定外の費用発生については別途協議としてよろしいですか	業務仕様書と著しく異なる土地の瑕疵や埋蔵物が発見された場合は協議対象とします。
55	実施要領 4 日程	通常、設計・施工の入札であれば3～4か月の期間を持って提案をすることが普通と思うが、今回1ヶ月しか時間がなく、貴市に対して有益な提案をすることが実質不可能と考えます。スケジュールについて再考することはできないでしょうか。	スケジュールの変更はありません。
56	仕様書 P15、16 摘要技術基準等	構造鉄骨部材は、SS、SM材を使用してもよろしいでしょうか。	JIS規格品であり、構造計算等の各規定を満足する計画であれば制限はありません。
57	仕様書 P15、16 摘要技術基準等	鉄骨部材は、一般の電炉材を使用してもよろしいでしょうか。	JIS規格品であり、構造計算等の各規定を満足する計画であれば制限はありません。
58	仕様書 P15、16 摘要技術基準等	コンクリートの強度は $F_c=21\text{N/mm}^2$ としてもよろしいでしょうか。	JIS規格品であり、構造計算等の各規定を満足する計画であれば制限はありません。
59	仕様書P6 外構計画	雨水桝は浸透方式とせず、桝等を経由して敷地外に排水すること。とありますが、既存トイレ付近にある既存雨水桝への放流と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 その他、計画敷地南側の雨水埋設管や市道みすそ川町2号線の道路側溝への放流を想定しています。
60	基本設計書 立体駐車場建築概要	工事範囲 外構工事 手すり該当になっておりますが、どちらの部分が該当するかご教授お願い致します。	立体駐車場西側歩行者用出入口が法と近接しているため、転落防止の手すりを想定しています。
61	基本設計書 建-5	敷地概要 文化財調査 事前調査が必要な地域とありますが、調査内容としては掘削範囲全てを調査対象となるのでしょうか。また杭施工範囲についても調査範囲となるのでしょうか。	施工時における掘削作業について、事前調整のうえ、文化財保護課による立会により決定いたします。

62	実施要領P5	技術提案書記載必要図面に仮設計画図がありますが、本計画において仮設範囲として使用可能な範囲を教示ください。	追加資料として、「資料11_仮設検討可能な範囲」を掲載します。 ただし、近接工事であることやヤードへの出入口が共用となること等から、次に示す工事との調整が必要です。 ・火の山下駅新築工事 ・火の山山麓駅舎周辺整備工事 ・パルスゴンドラ整備工事
63	仕様書 1.2.業務の概要 1.2.2. 業務の範囲 イ 設計業務 ・敷地の外構等の設計 ウ 建設業務 ・敷地の外構等の整備	敷地の外構等の設計とは、崖条例にかかる擁壁の設計も該当しますか。同様に擁壁の整備も該当しますか。 また、崖条例について事前協議等の資料があればご支給ください。	立体駐車場の整備に必要な関連法令等に基づく設計及び整備は本業務の範囲内です。 また、基本設計において崖条例に関する事前協議は行っておりません。
64	9 実施要領 技術提案書作成方法 等（2）ウ	記載にあたっては、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」の「（別紙2）技術提案における視覚的表現の許容範囲」を参照すること。とありますが、一方で仕様一覧表や計画図等の部分で具体的な機器配置や詳細な動線計画の明示をする旨の指示がございます。相反する内容に思えますが、どのように取り扱えばよいかご教示願います。	本業務の場合、基本設計が完了していることから資料①で示す程度の表現は許容します。